

國學院大學学術情報リポジトリ

劉歆「世経」の示す歴史認識について

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-02-05 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 佐川, 繭子, Sagawa, Mayuko メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00000206

劉歆「世経」の示す歴史認識について

佐川 繭子

前言

劉歆「世経」(『漢書』律曆志下引)は太昊帝(炮犧氏)から漢に至るまでの統治者の変遷を記しているが、先行する『史記』が黄帝から始まるのとは異なっている。また、『史記』が相勝の五徳終始説を背景としているのに対して、相生説を用いている。その結果、武帝の太初改暦時には土徳であったと考えられる漢は火徳となっている。「世経」が先行説と異なることや、漢火徳説を選択した背景については多くの先行研究があ

り、その論ずるところも多岐にわたるが、強引に大別するならば、主として時代背景という観点から漢堯後説や漢火徳説との関わりを言うもの^①、根拠史料という観点から郊祀や月令の影響を言うもの^②、暦法という観点から三統説と五行説を統合したとするものに区分されよう。筆者は、「世経」に基づく根拠史料という観点から、先行説との相違は資料選択に起因するものであると考えている^③。本稿は、「世経」が劉歆の経書読解の一端を示すものであるという視点から、改めてその特異性の来たる所以を論じるものであり、考察の過程で五行相生説が用いられている理由にも及ぶ。

一、経書中の「五帝」

——『史記』と「世経」の拠り所——

「世経」が記す漢に至る通史は、太皇帝（炮犧氏）・炎帝（神農氏）・黄帝（軒轅氏）・少昊帝（金天氏）・顓頊帝（高陽氏）・帝嚳（高辛氏）・唐帝（陶唐氏）・虞帝（有虞氏）・伯禹以下十七王（夏后氏）・成湯以下三十一王（商・殷）・武王以下三十六王（周室）の順であり、『史記』に代表される五帝三代の歴史観とは異なっている。劉歆が己の経書観の下に「三統暦」⁵を作成していると考えた場合、そもそも経書には、『史記』の言う「五帝」とはどのように書かれているのであろうか、という疑問が生じる。

『易』『書』『詩』『礼』『春秋』のうち、今本において「五帝」の語が見えるのは、『礼』の記に相当する『礼記』『大戴礼記』であり、「五帝」が「三王」「三代」と併記されている。例えば『礼記』楽記篇には「五帝殊時、不相沿樂。三王異世、不相襲礼」とある。⁶また、『春秋』経文には見えないが、隱公八年『穀梁伝』に「誥誓不及五帝、盟詛不及三王、交質子不及二伯」とある。いずれも五帝三王が何を指すかは明記されていない。

『穀梁伝』の記事は、五帝・三王・二伯という時代の推移も示していると思われる。⁷『礼記』の例も五帝から三王（三代）へ推移を前提としているようが、その内訳は明記されない。

「世経」に先行する『史記』は、五帝三王の認識に従っているとと言える。『史記』中には五帝と三王（三代）を併記する例は複数見えているが、先秦秦漢の人物が語る言葉の中にも見えており、おそらくは五帝三王（三代）という先秦史の捉え方が一般的であったのであろう。⁸『史記』はその一般的もしくは多数派の先秦史認識の下で、自ら語るようにその見聞と古書の記述とを照らし合わせて、五帝（黄帝・顓頊・帝嚳・堯・舜）とそれに続く夏殷周三代を本紀の形で明示したのだと言える。なお、本紀として示された秦以降に対する歴史観については、経書やそれに類する古文獻に書かれた時代を対象とする本稿では扱わない。

この百年近く後に書かれ、同様に漢に至る通史を記した「世経」は、しかしながら新たな先秦史の姿を提示した。『史記』が書かれた時代には学習者も殆どいなかったらしい「周官」（周礼）¹²は、王莽がこれに依拠して制度改変を行う等、西漢末期には地位が高まっていたのであるが、『周礼』には「五帝」の語が散見する。このことについて述べる前に、劉歆と「周

「官」の関わりについて見ておく。『漢書』藝文志・六藝・礼「周官経六篇」の自注には「王莽時劉歆置博士」とあるが、『漢書』には他に博士が置かれたという記述は見えない。¹⁴『漢書』王莽伝上には元始四年（後四年）のこととして、

徵天下通一藝教授十一人以上、及有逸礼・古書・毛詩・周官・爾雅・天文・図讖・鍾律・月令・兵法・史篇文字、通知其意者、皆詣公車。

とあり、「周官」に通じた者が求められている。古文の『礼』『書』『詩』と併記されていることから、「周官」は経書に準ずる評価を得ていると考えられる。¹⁵劉歆の伝（『漢書』楚元王伝附）には「周官」を学んだ事は見えないが、馬融の『伝』（『周官伝』序）に

至孝成皇帝、達才通人劉向・子歆、校理秘書、始得列序、著于録略。……時衆儒並出共排、以為非是。唯歆独識、其年尚幼、務在広覧博観、又多鋭精于春秋。末年乃知其周公致太平之迹、迹具在斯。奈遭天下倉卒、兵革並起、疾疫喪荒、弟子死喪、徒有里人河南縦氏杜子春尚在。（賈

公彦「序周礼廃興」引）

とあり、「周官」の価値を理解したのは「春秋」を好んだ時期に遅れるが、弟子の杜子春を得て東漢に「周官」が伝わったとされている。また、賈徽は劉歆から「左氏春秋」を学ぶと同時に『国語』『周官』を学んでいる。なお、『国語』は「世経」においては「春秋外伝」の名称で引かれており、『春秋』を補足するものとして重視されていたと考えられる。「周官」は東漢時代には『礼経』および『記』と併せて「三礼」と総称されるようになるが、劉歆は「周官」を当時の礼経に替わるものとして見ていたのではないであろう。劉歆の伝には

及歆親近、欲建立左氏春秋及毛詩・逸礼・古文尚書皆列於学官。

とあるが、この「逸礼」とは移書讓太常博士に「及魯恭王壞孔子宅、欲以為宮、而得古文於壞壁之中、逸礼有三十九、書十六篇」（『漢書』楚元王伝附劉歆伝）とある、当時の礼経（士礼）の古文である。¹⁷劉歆は古文を学官に立てることを主張しているが、礼についてはあくまでも今文経に対応するものとしての逸

礼を挙げている。「周官」は、劉歆『七略』の姿を伝える『漢書』藝文志において六藝の一つの礼に分類されているが、礼経の地位を脅かしてはいない¹⁸⁾。

さて、『周礼』における「五帝」の用例であるが、うち一例は春官外史に「掌三皇五帝之書」とあり、前述の五帝三王に類似するが、その他は皆祭祀対象としての「五帝」である。春官外史の記事は、後世の三皇五帝三王の認識¹⁹⁾や、始皇帝の呼称の確定経緯を踏まえると、三皇五帝の順序であると考えられる²⁰⁾が、祭祀対象の例は、天官大宰に「祀五帝、則掌百官之誓戒、与其具脩」とある他、地官、春官、秋官にも見える。ただしその内訳は明記されない。

ここで、劉歆の歴史認識を考えるに、移書讓太常博士の冒頭に「昔唐虞既衰、而三代迭興、聖帝明王、累起相襲、其道甚著」とあり、唐虞三代の認識は示されるが、それ以前のことは不明である。また、「三統暦」の理論の前提となる「鍾律書」、劉歆の「三統暦」とともに「五帝」の名称は出現しない。『史記』が示した五帝三王の概念は、劉歆にとっては『易』『春秋』等の彼が信奉する経書に見えないために採用する必然性が認められず、その一方で、当時は五経の一とは見られていなかったが、通曉する者を天下に求める形で高い評価を与えられていた

「周官」（「周礼」）に散見する祭祀対象としての「五帝」を意識したのではなからうか。「周官」（「周礼」）に僅か一見する「三皇五帝」は用いられなかったということになる。

二、西漢の五帝祭祀について

「世経」が祭祀対象としての五帝を用いた可能性が見えてきたが、「世経」の五帝が平帝期の祭祀対象である五帝（五方帝）と同じであるという指摘がある²¹⁾。『漢書』郊祀志下に元始年間の王莽による複数の上奏を載せるが、その一つに

（前略）今五帝兆居在雍五時、不合於古。……謹与太師光・大司徒宮・羲和歆等八十九人議、……分羣神以類相從為五部、兆天墜之別神、中央帝黃靈后土時及日廟・北辰・北斗・填星・中宿中宮於長安城之未墜兆、東方帝太昊青靈勾芒時及靈公・風伯廟・歲星・東宿東宮於東郊兆、南方炎帝赤靈祝融時及熒惑星・南宿南宮於南郊兆、西方帝少皞白靈蓐收時及太白星・西宿西宮於西郊兆、北方帝顓頊黑靈玄冥時及月廟・雨師廟・辰星・北宿北宮於北郊兆。」奏可。於是長安旁諸廟兆時甚盛矣。

とある。確かに、ここに見える劉歆等と議した結果としての五方帝は、「世経」の太昊帝以下顓頊に至る五帝と、中央「黄帝」の欠如を除けば一致している。²⁵ この「五帝」についての王莽の主旨は「今、五帝の兆居の雍の五時に在るは、古に合はず」と言うように、雍の五時で祭られる五帝を長安の郊に移すことにある。五方帝自体はこれ以前から祭られており、王莽の第一の上奏に「高皇帝受命、因雍四時起北時、而備五帝、未共天地之祀」とあるように、高祖の時期に遡ることができる。郊祀志上には

二年、東擊項籍而還入関、問「故秦時上帝祠何帝也。」
対曰「四帝、有白・青・黄・赤帝之祠。」高祖曰「吾聞天
有五帝、而四、何也。」莫知其説。於是高祖曰「吾知之矣、
乃待我而具五也。」乃立黑帝祠、名曰北時。

とあり、秦以来の四帝に黒帝を加えた五帝祭祀が開始されたと言²⁶う。この五帝が具体的に何を指すのか、郊祀志およびその資料である『史記』封禪書からわかるのは、黄帝・少皞・炎帝のみである。²⁷ この高祖期以降、五時における五帝祭祀は行われて

おり、成帝期の匡衡の上奏に²⁸

漢興之初、儀制未及定、即且因秦故祠、復立北時。今既稽古、建定天地之大礼、郊見上帝、青赤白黄黑五方之帝皆畢陳、各有位饌、祭祀備具。(『漢書』郊祀志下)

とあるように、その五帝とは一貫して五色五方の帝であったと見てよい。

劉歆が『周官』によって五帝を祭祀対象と認定したものとし、その五帝の内容を経書やそれに準ずる書物に求めると、礼の記である月令に見える東方帝大皞、南方帝炎帝、中央帝黄帝、西方帝少皞、北方帝顓頊の五帝が導かれるであろう。先に五帝三王が『礼記』に見えながらもこれに依らないと述べながら、その一方で五帝の内訳は『礼記』に依拠させようとするのは方便に過ぎるかもしれない。しかし、この五帝は、「世経」冒頭に述べるように『春秋伝』(『左伝』)と『易』に見える帝の名称と一致することからは(後述)、かえって積極的採用の理由となり得るのである。高祖以降平帝に至るまでの五帝祭祀も場所の異動はあるが基本的には五方帝の祭祀であり、その内訳については大きな異説がないことも、劉歆が採用した背景に²⁹

あると言えよう。

三、「鍾律書」および「三統暦」の五行

祭祀対象としての五帝が月令に見える五帝と一致させられることから、五行相生の序を選択する道が見えたようである。それでは、「三統暦」には五行はいかなるものとして書かれ、用いられているのであろうか。「三統暦」は、律暦志上に収載される「鍾律書」の理論を踏まえたものであり、本節では「鍾律書」と「三統暦」に見える五行について考察する。

「鍾律書」は「一曰備数、二曰和聲、三曰審度、四曰嘉量、五曰權衡」を論じたものであるが、第二の「声」を論じて、

協之五行、則角為木、五常為仁、五事為貌。商為金為義為言、徵為火為礼為視、羽為水為智為聽、宮為土為信為思。以君臣民事物言之、則宮為君、商為臣、角為民、徵為事、羽為物。唱和有象、故言君臣位事之体也。

と言い、五声と五行・五常・五事および君臣民事物の配当を述べている。五行・五常・五事との配当を述べる部分の排列は、

木・金・火・水・土の相勝の順であるが、君臣民事物の配当は、五声の音高順による。また、五声と君臣民事物の配当は、『礼記』樂記篇に同じである。⁽³⁰⁾ 五常との配当は不明である。五事は『尚書』洪範篇に「五事。一曰貌、二曰言、三曰視、四曰聽、五曰思」とあり、一見「鍾律書」の順序と一致する。『尚書』洪範篇には「一、五行。一曰水、二曰火、三曰木、四曰金、五曰土」とあり、これによれば水Ⅱ貌、火Ⅱ言、木Ⅱ視、金Ⅱ聽、土Ⅱ思となり、「鍾律書」とは土の配当のみ一致する。⁽³¹⁾ しかし、『漢書』五行志に引く劉歆の「伝」は、「鍾律書」の五行・五事の配当と月令の蟲の配当とを結合させたものに一致している。『漢書』五行志に引く劉歆の「伝」は「時則有龜孽」とあるが劉歆は「有鱗蟲之孽」と解し、言の伝に「時則有介蟲之孽」とあるが劉歆は「時則有毛蟲之孽」と解し（以上、五行志中之上）、視の伝に「時則有羸蟲之孽」とあるが劉歆は「有羽蟲之孽」と解し、聽の伝に「時則有魚孽」とあるが劉歆は「有介蟲之孽」とあるが劉歆は「時則有羸蟲之孽」と解釈する（五行志下之上）。この蟲は月令では土Ⅱ倮、金Ⅱ毛、木Ⅱ鱗、火Ⅱ羽、水Ⅱ介と配当される。⁽³²⁾ これを劉歆の五事の「伝」と統合すると、土Ⅱ羸（倮）⁽³⁴⁾Ⅱ思心、金Ⅱ毛Ⅱ言、木Ⅱ鱗Ⅱ貌、火Ⅱ羽

「視、水Ⅱ介Ⅱ聴となり、「鍾律書」の配当に一致する。³⁵⁾この劉歆の「伝」については、『漢書』五行志中之上に

孝武時、夏侯始昌通五經、善推五行伝、以伝族子夏侯勝、下及許商、皆以教所賢弟子。其伝与劉向同、唯劉歆伝独異。

とあり、劉歆の「五行伝」は夏侯始昌以来の説と一人異なっていると言う。劉歆の「五行伝」と「鍾律書」との先後関係は不明であるが、劉歆や「鍾律書」が、月令的五行配当への統合を行っていることが見えてくるのである。

また、第五の「権衡」には、

咸有五象、其義一也。以陰陽言之、大陰者、北方。北、伏也、陽氣伏於下、於時為冬。……知者謀、謀者重、故為権也。大陽者、南方。南、任也、陽氣任養物、於時為夏。……礼者齊、齊者平、故為衡也。少陰者、西方。西、遷也、陰氣遷落物、於時為秋。……義者成、成者方、故為矩也。少陽者、東方。東、動也、陽氣動物、於時為春。……仁者生、生者圜、故為規也。中央者、陰陽之内、四

方之中、經緯通達、乃能端直、於時為四季。土稼穡蕃息。信者誠、誠者直、故為繩也。

とあり、権・衡・規・矩・繩の五者を五行に配当するに当たり、「声」の項でも用いた五常を介在させている。この五者と五方の配当は『淮南子』天文篇に同じであるが、そこには五常は見えない。³⁶⁾

このように、「鍾律書」においては月令に見えない事物も五行に結合させており、五行説の拡充が図られているかのようである。その配当は月令的五行説（相生説）による傾向が強いが、排列には複数の序が混在している。

次いで、「三統曆」に見える五行を見ておこう。

三代各挹一統、明三統常合、而迭為首、登降三統之首、周還五行之道也。故三五相包而生。天統之正、始施於子半、日萌色赤。地統受之於丑初、日肇化而黃、至丑半、日牙化而白。人統受之於寅初、日肇成而黑、至寅半、日生成而青。天施復於子、地化自丑畢於辰、人生自寅成於申。……三微之統既者、而五行自青始、其序亦如之。五行与三統相錯。伝曰「天有三辰、地有五行」、然則三統五星可

知也。易曰「参五以变、錯綜其数。通其变、遂成天下之文。極其数、遂定天下之象。」太極運三辰五星於上。而元氣転三統五行於下。其於人、皇極統三德五事。故三辰之合於三統也、日合於天統、月合於地統、斗合於人統。五星之合於五行、水合於辰星、火合於熒惑、金合於太白、木合於歳星、土合於填星。三辰五星而相経緯也。《漢書》律曆志上)

ここでは天地人の三統から赤・黄・白・黒・青の五色を導いた上で、青から始まる五行の序を示す。また「五行と三統とは相錯はる」と言い、『伝』(昭公三十二年『左伝』)の天の三辰と地の五行を、天の三辰五星と地の三統五行に拡大し、天地において同数のものを対応させる。「太極は三辰五星の上に運らせて、元氣は三統五行を下に転ず」「五星の五行に合するや、水は辰星に合し、火は熒惑に合し、金は太白に合し、木は歳星に合し、土は填星に合す」と、五星と五行が対応することを言い、その五行が「青より始まる」相生の序であることを言いがら、五星の運行に適用されるのは相生の序ではない。五星の五行との結合については、続いて以下のように述べている。³⁹⁾

天以一生水、地以二生火、天以三生木、地以四生金、天以五生土。五勝相乗、以生小周、以乘乾坤之策、而成大周。

この一水、二火、三木、四金、五土という五行始生の序による数字は月令の五行とは異なるもので、⁴⁰⁾『周易』繫辭伝上「天一、地二、天三、地四、天五、地六、天七、地八、天九、地十」と『尚書』洪範篇「一、五行。一曰水、二曰火、三曰木、四曰金、五曰土」とを統合したものである。この数字は、「五勝相乗じて、以て小周を生ず」とあるように五行相勝の序を用いて五星の「小周」(公転周期)等を求めるのに用いられ、詳しくは「紀母」に記される。

木金相乗為十二、是為歳星小周。小周乗㮎策、為千七百二十八、是為歳星歳数。……

金火相乗為八、又以火乗之為十六而小復。小復乗乾策、為三千四百五十六、是為太白歳数。……

土木相乗而合経緯為三十、是為鎮星小周。小周乗㮎策、為四千三百二十、是為鎮星歳数。……

歳星の「小周」を求めるのに用いる木金、太白の「小復」^①を求めるのに用いる金火、鎮星の「小周」を求めるのに用いる土木、これらはいずれも五行相勝の序に基づいている。引用は割愛したが、熒惑・辰星はそれぞれ「火経特成」「水経特成」であるので、乗算は用いられていない。先に、劉歆の「五行伝」においては五行説の統合をおこなっていることを確認したが、ここでは生成と相勝の二種の序も用いられている。次いで、「統術」には

推五行、其四行各七十三日、統法分之七十七。中央各十八日、統法分之四百四。

とあり、一年を五行に従って分けた場合の日数が示されている。「三統暦」の最後、「世経」には

太皇帝。易曰、炮犧氏之王天下也。言炮犧繼天而王、為百王先、首德始於木、故為帝太昊。

と言い、以下に相生の序に従って五徳の循環とそれに応ずる帝や王朝が記載され、炮犧氏⇨木徳、神農氏⇨火徳、軒轅氏⇨土

徳、金天氏⇨金徳、高陽氏⇨水徳、高辛氏⇨木徳、陶唐氏⇨火徳、有虞氏⇨土徳、夏后氏⇨金徳、商・殷⇨水徳、周室⇨木徳、漢⇨火徳となる。太昊帝炮犧氏が木徳であることについては、『漢書』郊祀志賛に「劉向父子以為帝出於震、故包羲氏始受木徳、其後以母伝子、終而復始」とあるのによれば、^②『周易』説卦の「帝出乎震、……万物出乎震。震、東方也」に基づいて東方帝から始めたことになるのだが、「三統暦」の上文（前引）に「五行は青より始まり」と述べていたことと一致する。ただし、『易』の記事だけでは相生の序は導けない。「三統暦」（前引）ではまず赤・黄・白・黒・青の序を三統から導いており、これを青から開始すれば相生の序になる。この五色の導き方は恣意的ではあるが、「鍾律書」に月令的配当（相生説）が用いられ、「三統暦」においても一年の区分に用いられていることから、相生の序を用いることはそれほど唐突ではない。相生の序については次節でも述べる。

以上に考察したように、「鍾律書」においては月令的五行説の拡充が図られているが、相生・相勝等の排列が混在しており、「三統暦」においては相生・始生・相勝の三種の序が用いられていた。「三統暦」で暦法上の数値を求めるための五行には始生・相勝の説を適宜用いるが、これは相生の数を用いて五

星の運行を説明することができなかったためではないかと思われる。運用される五行には一年に該当するものと（「統術」）、王朝が従うもの（「世経」）とがあり、前者は中央が四時に分配されるが基本的には春夏秋冬（木火金水）に中央（土）を加えた相生の序、後者も木徳に始まる相生の序に従っている。

四、失われた歴史の再提示としての「世経」

「世経」の帝系は、先行説との相違からは劉歆が創始したものであるかのように見えるのだが、おそらく劉歆自身は埋もれていた周の歴史観を再掲出することを企図していたのではないかと考えられる。以下にそのことを論じる。

「世経」の冒頭には

春秋昭公十七年「郊子来朝。」伝曰「昭子問少昊氏鳥名何故。対曰、吾祖也、我知之矣。昔者黄帝氏以雲紀、故為雲師而雲名。炎帝氏以火紀、故為火師而火名。共工氏以水紀、故為水師而水名。太昊氏以龍紀、故為龍師而龍名。我高祖少昊摯之立也、鳳鳥適至、故紀於鳥、為鳥師而鳥名。」言郊子挾少昊受黄帝、黄帝受炎帝、炎帝受共工、共工受太

昊、故先言黄帝、上及太昊。稽之於易、炮犧・神農・黄帝相繼之世可知。

とある。まず、『左伝』により太昊・共工・炎帝・黄帝・少昊の順序を言い、これを『易』繫辭下の「古者包犧氏之王天下也、……包犧氏没。神農氏作。……神農氏没。黄帝・堯・舜氏作」と併せて読むことで太昊と包犧氏、炎帝と神農氏を同一視すると同時に、共工氏を除外して太昊・炎帝・黄帝とする順序を確定する。ここで、祭祀対象である五方帝と一致する太昊・炎帝・黄帝・少昊の四帝が確定する。なお、昭公十七年『左伝』の下文に「自顓頊以来、不能紀遠、乃紀於近」とあり、少昊の次に顓頊が位置することも記載されているのだが、ここで『伝』を引きつつ顓頊帝の序に言及しないのは、『史記』やそれが依拠した先行説に見えない太昊・炎帝・少昊の三者を含めることの主張を、この冒頭論述の主たる目的としているからであろう。『左伝』を資料として用いることは、劉歆にとつては当然のことである。基本文献として『易』を用いているのは、『鍾律書』が既に『易』の数理に基づき、「三統暦」がそれに従い『易』の理念に基づいて作成されていることから、これも議論の余地のないことである。なお、小国郊の始祖の話をも

拠としているが、『左伝』の下文には

仲尼聞之、見於鄒子而学之。既而告人曰、吾聞之。天子失官、学在四夷。猶信。

とあり、この孔子の評価も、鄒の伝承を信ずるに足るものとした理由であると考えられる。以下、太昊帝より始まり、漢光武帝までの推移が記載されるのであるが、本節では『易』に現れない帝嚳までを扱う。太昊帝については前節で述べたが、続いて

祭典曰、共工氏伯九域。言雖有水徳、在火木之間、非其序也。任知刑以彊、故伯而不王。秦以水徳、在周漢木火之間。周人嚳其行序、故易不載。

と冒頭の『伝』に見えていた共工氏が正式な五行の順序にいないことを論じる。その根拠は「祭典」¹⁴に見える「王」ではなく「伯」という用字と、「周人其の行序より嚳（遷）す、故に易載せず」ということである。周の人が「行序」から除外した、というのは前述の祭祀対象としての五帝、太昊・炎帝・黄帝・少昊・顓頊に共工氏が存在しないことと一致している。この「行序」とは五方帝の五行の序のことを指していることが理解されると同時に、五方帝の序を定めたのは周人であるという劉歆の認識が示される。また、周人の行為を秦の扱いに應用して、秦は五行の序から外れるものと認定する。以下、周の行為に言及しているのが少昊帝、顓頊帝、帝嚳の項である。

少昊帝 考徳曰、少昊曰清。清者、黄帝之子清陽也、是其子孫名摯立。土生金、故為金徳、天下号曰金天氏。周嚳其桀、故易不載、序於行。

顓頊帝 春秋外伝曰、少昊之衰、九黎乱徳、顓頊受之、乃命重黎。蒼林昌意之子也。金生水、故為水徳。天下号曰高陽氏。周嚳其桀、故易不載、序於行。

帝嚳 春秋外伝曰、顓頊之所建、帝嚳受之。清陽玄囂之孫也。水生木、故為木徳。天下号曰高辛氏。帝摯繼之、不知世数。周嚳其桀、故易不載、周人禘之。

いずれも、冒頭で根拠とした『易』には見えていない。「世経」ではこの三帝が黄帝と帝堯との間に位置づけられる。『易』に見えない理由は、共工氏は周の人が五行の序から除外したから

であつたが、この三者はいずれも「周、其の樂を擧（遷）し」^⑤たからであるとする。少昊帝と顓頊帝の末文に共通する「故易不載、序於行」は、この二帝が祭祀対象である五方帝に含まれることから、「周人はその樂を除外したので」「易」には記載しないが、五行には序列した」という意味に読むのが適切である。^{④⑥}帝嚳については「故に易載せざれども、周人之を禘す」とあり、それまでの「行序」への言及がないのは帝嚳が五方帝に含まれていないからである。代わりに周人の禘祭を言う『易』にも五方帝としても現れない帝嚳を顓頊の次に位置付ける根拠は「春秋外伝」であるが、この文は現行本『国語』魯語上に見える。魯語上には「周人禘嚳而郊稷、祖文王而宗武王」ともあり、周人の禘祭はこれに基づいて述べていることがわかるが、^{④⑦}周が帝嚳の存在を認定していることに言及しているのはなぜか。この三帝について『易』には書かれていないが、周の人はその存在を「行序」や「禘」の形で認めている」と述べて周に根拠を求めるのは、『易』が周人の作だということだけではなく、己の示す通史は周の人の認識を継ぐものである、と考えているからではなからうか。なお、帝嚳は冒頭に引く『伝』『易』には見えておらず、また祭祀対象としての五帝に含まれないため、ここまでの「世経」の記載方針に照らすと、帝

系に含める根拠がやや薄弱に思われる。^{④⑧}経書にも帝嚳の名は見えておらず、「高辛氏」が『左伝』に見えるのみである。^{⑤⑨}次の唐帝に「帝系曰、帝嚳四妃、陳豊生帝堯、封於唐。蓋高辛氏衰、天下歸之」とあり、「世経」には武力による場合は血統を記さないが、そうでない場合（禪讓等）には血統を記すと言う特色があるため、^{⑤⑩}唐帝の出自との関わりからも、その存在を認定する必要があつたと解しておく。

このように、「世経」では周人が五方帝を定めたことになっており、これこそが「周官」において祭祀対象となる「五帝」である、というのが劉歆の理解であつたと考えられる。^{⑤⑪}

今一度、「世経」の冒頭に立ち返ると、「世経」は昭公十七年の『伝』（『左伝』）から始まるが、劉歆が孔子の言動から「郊には天子の下では伝えられなくなった官制が残存している」と考えていたならばなおのこと、^{⑤⑫}「世経」に示された通史は周に伝えられた古い歴史を再現したものである、ということになろう。

結語

以上に述べたように、劉歆が「世経」として歴代の統治者の

変遷を記すにあたり、自身が重視する『左伝』と、理論の前提に用いられている『易』を基本資料とした上で、周人の歴史観の再現であるという理念から「周官」を参照して祭祀対象としての「五帝」を第一循環におきつつ操作を加えたところ、『易』『左伝』と五方帝の三者を齟齬なく統合させることができ、相生の序が確定した、ということが考えられる。

本稿では、劉歆の経書に限定されない文献読解の結果が表出されたものとして、「世経」が示す歴史認識の構築過程を窺うことができた。『漢書』が言う所によれば、劉歆の説は劉向と一致するところもある。劉歆の文献読解という点では、「周官」に対する認識や利用の状況、劉歆の「五行伝」についても説明する必要がある。また、先行研究の多くが緯書の漢火徳説や、王莽による漢新交替が漢火徳説を利用していることに言及しているように、劉歆が著した歴史は当時の世に現れたものと一致する部分がある。本稿が論じ残した事は多く、これらの考究は今後の課題としたい。

注
(1) 狩野直喜「五行の排列と五帝徳に就いて 続編」(『説書纂餘』、みす

ず書房、一九八〇年(『東方学報京都』第五冊初出)、顧頡剛「五徳終始説下的歴史和政治」(『古史弁』第五冊、太平書局、一九六三年)、楊樞「新五徳理論与両漢政治」(中華書局、二〇〇六年 第三章・二「劉歆对新五徳終始理論の利用」等)。

(2) 小林信明「五徳終始説の本質と其の構成」(『斯文』第一九編第一号、昭和二年)、同「中国上代陰陽五行思想の研究」(講談社、昭和二十六年)等。近年では平澤歩「漢代経学に於ける五行説の変遷」(東京大学大学院博士論文、二〇一四年)が、劉歆の「洪範五行伝」や五徳終始説が月令に基づいていることを論じている。

(3) 久野昇一「前漢末に漢火徳説の称えられたる理由に就いて」(『東洋学報』二五—四、一九三八年)、能田忠亮・藪内清「三統術の研究」(『漢書律曆志の研究』、臨川書店、昭和四四年(昭和二十二年全国書房初版))、川原秀城「劉歆の三統哲学」(『中国の科学思想』、創文社、一九九六年)、石合香「曆法から見た漢火徳説の再検討」(『日本中国学会報』第四八集、一九九六年)等。なお、これらの区分はあくまでも目安にすぎない。

(4) 筆者はこれまで、劉歆の三統説は先行する三統説と五行説の融合を企図したとは言い難いこと(「劉歆の三統説について」(『二松学舎大学人文論叢』第八六輯、平成二三年)、漢火徳説と漢堯後説は表裏一体ではないこと(「光武帝による火徳堯後の漢再興について」(『後漢経学研究会論集』第二号、二〇〇五年三月))、「世経」において『易』『左伝』に基づいて太昊帝炮犧氏を起点とした時点で相勝の五徳終始説を踏襲する必要性はなくなったと言えること、および漢火徳説は明記されているが漢堯後説は必要とされていないこと(「劉歆「世経」における王朝交替について」(『國學院雜誌』第一一四巻第九号、平成二五年))、を指摘してきた。

(5) 「世経」は、『漢書』律曆志上に「向子歆究其微眇、作三統曆及譜以説

- 春秋、推法密要、故述焉」として収載されている「三統曆及び譜」の一部である。律曆志上に「三統曆総論」とも言える記述、同下に「統母」「紀母」「五歩」「統術」「紀術」「歲術」「世經」が収録されている。本稿では、これらを一括して「三統曆」と称する。
- (6) その他、「礼記」内則篇に「凡養老、五帝憲、三王有乞言。五帝憲、養氣體而不乞言。三王亦憲、既養老而后乞言、亦徵其礼、皆有悖史、同案記篇に「故商者五帝之遺声也。……齊者三代之遺声也」とあり、『大戴礼記』五帝德篇に「宰我請問帝顓頊。孔子曰、五帝用記、三王用度、……」、同盛德篇に「夫民善其德、必称其人。故今之人称五帝三王者、依然若猶存者、其法誠德、其德誠厚」とある。
- (7) 『荀子』大略篇に「諸誓不及五帝、盟詛不及三王、交質子不及五伯」とあり、「二伯」を「五伯」に作る。
- (8) 秦始皇本紀「太史公曰、……、始皇自以為功過五帝、地広三王、而羞与之侔」、三代世表「太史公曰、五帝・三代之記、尚矣」等。
- (9) 秦始皇本紀三十四年李斯的言「五帝不相復、三代不相襲、各以治、非其相反、時變異也」や琅邪刻石文「古之五帝三王、知教不同」、范雎蔡沢列伝・范雎の言「且以五帝之聖焉而死、三王之仁焉而死、五伯之賢焉而死」、陸賈列伝・陸賈の言「皇帝起豊沛、討暴秦、誅彊楚、為天下興利除害、繼五帝三王之業、統理中国」、叔孫通列伝・叔孫通の言「五帝異業、三王不同礼」等。
- (10) その他、『戰国策』『呂氏春秋』『淮南子』『塩鉄論』『韓詩外伝』『説苑』等に見える。
- (11) 五帝本紀末の太史公の言。
- (12) 『後漢書』儒林列伝下「孔安国所献礼古経五十六篇及周官経六篇、前世伝其書、未有名家。」
- (13) 『隋書』経籍志経部礼類の序にも「周官蓋周公所制官政之法、上於河間献王、独闕冬官一篇。献王購以千金不得、遂取考工記以補其処、合
- 成六篇奏之。至王莽時、劉歆始置博士、以行於世」とあり、これを踏襲している。
- (14) 王先謙『漢書補注』は、藝文志の「周官伝四篇」について「周官既置博士、當時必有伝説」と言い、博士の伝であると見ている。
- (15) 『漢書』平帝紀元始五年に「徵天下通知逸経・古記・天文・曆算・鍾律・小学・史篇・方術・本草及以五経・論語・孝経・爾雅教授者、在所為駕一封軺伝、遺詣京師。至者数千人」とあり、「周官」の語は見えないが、王莽伝の記事に照らせば「逸経」「古記」に含まれていると考えられる。また、王莽伝上・元始五年の公卿大夫等九百二人による九錫授与の進言に「謹以六藝通義、経文所見、周官・礼記宜於今者、為九命之錫」とあり、「六藝」「経文」と同列視されている。
- (16) 『後漢書』賈逵列伝に「父徽、從劉歆受左氏春秋、兼習国語・周官」とある。
- (17) 『漢書』藝文志・六藝・礼の冒頭に「礼古経五十六卷、経十七篇」と著録され、その小序に「礼古経者、出於魯淹中及孔氏、与十七篇文相似、多三十九篇」とある。
- (18) 藝文志では「明堂陰陽説五篇」の次、班固が兵書から移動した「軍礼司馬法百五十五篇」の前に「周官経六篇」「周官伝四篇」の二点が著録されている。
- (19) 『白虎通』号篇に見える三皇五帝三王五伯等。
- (20) 『史記』秦始皇本紀二十六年の丞相等の言に「古有天皇、有地皇、有泰皇、泰皇最貴」とあり、「三皇」の語はないが三種の「皇」が見える。
- (21) その他、『春秋繁露』三代改制質文篇には九皇五帝二王の序が見えるが、これは新王の交代に伴い中身が繰り上がって変更されるものとなっている。
- (22) その他、天官掌次に「朝日、祀五帝、則張大次小次、設重帘重案、合

諸侯、亦如之」、地官大司徒に「祀五帝。奉牛牲。羞其肆」、地官充人「充人掌繁祭祀、之牲牷、祀五帝、則繫于牢芻之三月」、春官小宗伯に「兆五帝於四郊、四望四類亦如之」、春官司服「王之吉服、祀昊天上帝、則服大裘而冕、祀五帝亦如之」、秋官司寇に「禮祀五帝、實饌水、納亨亦如之」、秋官士師に「祀五帝、則沃尸、及王盥泊饌水」とある。

(23) なお、『漢書』王莽伝下・地皇三年には「下書曰、夫三皇象春、五帝象夏、三王象秋、五伯象冬」とあり、先行説の五帝三代の上に三皇を載せた王莽の歴史認識を示している。

(24) 注(2) 前掲小林論文および書、注(3) 前掲石合論文。

(25) 注(2) 前掲小林論文は「炎帝」が「帝炎帝」に作らないのと同様に「帝黄帝黄靈」の重文を避けたのであるうとするが、首肯しがたい。なぜ「黄帝」の語が欠如しているのかは定かではない。

(26) 『史記』封禪書にもほぼ同文がある。

(27) 郊祀志上に「秦襄公攻戎救周、列為諸侯、而居西、自以為主少昊之神、作西時、祠白帝」「秦宣公作密時於渭南、祭青帝。」「自秦宣公作密時後二百五十年、而秦靈公於吳陽作上時、祭黃帝。作下時、祭炎帝」とあり、封禪書にも同内容の記載がある。

(28) 封禪書、郊祀志。秦惠田「五礼通考」吉礼三十一・五帝参照。

(29) 五帝祭祀に関する記事ではないが、宣帝に対して陰陽に通じた者を選抜することを提言する魏相の上奏に「東方之神太昊、乘震執規司春。南方之神炎帝、乘離執衡司夏。西方之神少昊、乘兌執矩司秋。北方之神顓頊、乘坎執權司冬。中央之神黃帝、乘坤艮執繩司土。茲五帝所司、各有時也」(『漢書』魏相伝)とあり、帝と言わずに神と言うが、その指すものは一致している。大きく異なるのは「春秋繁露」説雨篇である(鳥邦男「五行思想と礼記月令の研究」(汲古書院、一九七一年)第五章第一節二(一)参照)。

(30) 『礼記』樂記篇「則宮為君、商為臣、角為民、徵為事、羽為物。五者不乱、則無怙恃之音矣。」「史記」の「十篇有録無書」の一つであり、後人が樂記篇に取材したとされる樂書にも同文が見える。

(31) 『史記』樂書末尾の太史公の言に見えるが、樂書の成立状況は定かではないため、ここに言及するに留める。『春秋繁露』五行相生篇は、木〓仁、火〓智、土〓信、金〓義、水〓礼としており、火と水の配当が異なる。

(32) 洪範篇には「尚書」洪範篇「二曰五事……」の正義に「鄭云、此數本諸陰陽昭明人相見之次也。五行伝曰、貌属木、言属金、視属火、聽属水、思属土。五行伝伏生之書也」とある。鄭玄が引く「五行伝」の内容は「鍾律書」の配当に一致する。

(33) 『春秋繁露』五行順逆篇にも同じ配当が見える。

(34) 『周礼』地官大司徒に毛・鱗・羽・介・羸の五種が見える。哀公七年「左伝」の「积文」に「羸、本又作保」とある。

(35) 鳥邦男は、劉歆が相生説によつて「五行伝」を修正しながらも、律曆志の五声の排列(前引)は相勝に従っている矛盾を批判している(注(29) 前掲書第三節二)。

(36) 五行志上に「至向子歆治左氏伝、其春秋意亦已乖矣。言五行伝、又頗不同」とあり、やはり劉歆の「伝」が劉向と異なることを言う。

(37) 『漢書』藝文志には「劉向五行伝記十一卷。許商五行伝記一篇」とあり、劉歆の五行伝は見えない。『隋書』経籍志経部書類の序に「濟南伏生之伝、唯劉向父子所著五行伝、是其本法、而又多乖戾」と言い、劉向父子の著作とするのは「漢書」五行志の記す所と齟齬がある。なお、姚振宗「漢書藝文志拾補」は「劉歆 洪範五行伝記」を採録する。

(38) 「何謂五星。東方、木也、其帝太皞、其佐句芒、執規而治春。南方、火也、其帝炎帝、其佐朱明、執衡而治夏。……中央、土也、其

- 帝黄帝、其佐后土、執繩而制四方。……西方、金也、其帝少昊、其佐蓐收、執矩而治秋。……北方、水也、其帝顓頊、其佐玄冥、執權而治冬。また、『漢書』魏相伝にも同じ配当が見えるが、こちらは五常ではなく『易』の卦を伴っている（注（29）参照）。
- (39) 劉歆の「七略」に基づくと思われる『漢書』藝文志・数術・五行の序には、「五行者、五常之形氣也。書云、初一日五行、次二日羞用五事、言進用五事以順五行也。貌・言・視・聽・思心失、而五行之序乱、五星之变作、皆出於律曆之数而分為「者也」とあり、五事を介して五星を五行に繋げている。
- (40) 月令では木八、火七、土五、金九、水六となる。
- (41) 橋本敬造・川勝義雄訳『漢書律曆志』（数内清責任編集『世界の名著 続1 中国の科学』（昭和五十年、中央公論社））によれば、内惑星（水、金）に対する会合周期のほぼ十倍に等しい（四四九～四五〇頁）。
- (42) 『漢書』五行志上には「劉歆以為處義氏繼天而王、受河圖、則而畫之、八卦是也」とあり、劉向の名は見えない。
- (43) 岩本憲司「相勝から相生へ——西漢に於ける五徳終始説の変遷に関する一般公式」（『跡見学園女子大学国文学科報』第二十五号、平成九年）は、『漢書』郊祀志賛に「劉向父子が、相生説によって、漢は火徳であると主張した」とあることの検証を行い、それ以前にこの説がなかったことを確認している。なお、本稿は「世経」と文献との関係を対象としているため、劉向の説は論じなかった。
- (44) 『国語』魯語上「共工氏之伯九有也」、「礼記」祭法篇「共工氏之霸九州也」。
- (45) 錢大昕『三統術衍』に『周礼』春官大司楽「以楽舞教国子。舞雲門・大卷・大咸・大磬・大夏・大濩・大武」と、これを周が保持する黄帝・堯・舜・大夏・湯・武王の六代の楽とする鄭玄注を引き、また同所の疏が伏羲・神農・祝融・顓頊・帝嚳・少昊にも楽があったと証する箇所を引く。『白虎通』礼楽篇に引く『礼記』にも「黄帝楽曰咸池、顓頊楽曰六茎、帝嚳楽曰五英、堯楽曰大章、舜楽曰箫韶、禹楽曰大夏、湯楽曰大濩。周楽曰大武象、周公之楽曰酌、合曰大武」とあるが（現行本『礼記』大戴礼記）に同文なし、少昊の楽を言うのは疏によれば皇甫謐のみであり（『通典』楽一歴代沿革上にも「少皞作大淵。見帝王代記」とある）、劉歆が何を根拠としているのかは判然としない。『周礼』春官大司楽の記述を意識している可能性はあるが、本稿では論じる余力がないため、措いておく。
- (46) 橋本敬造・川勝義雄注（41）前掲書は「周は、その音楽を捨てて採用しなかったから（『周礼』春官・大司楽）、『易』ではその名を序列にのせていない」と訳す。小竹武夫は「周が少昊の音楽をしりぞけたので、『易』に記載されていないが、五帝徳の行に序ねた」と訳す（『漢書』上巻〈筑摩書房、昭和五二年〉一八七頁）。
- (47) 現行本『礼記』祭法篇にも同じ文が見えるが、『国語』魯語上の「故有虞氏禘黄帝而祖顓頊、郊尧而宗舜。夏后氏禘黄帝而祖顓頊、郊舜而宗禹。商人禘舜而祖契、郊冥而宗湯。周人禘舜而郊稷、祖文王而宗武王」に対して、『礼記』祭法篇には「有虞氏禘黄帝而郊舜、祖顓頊而宗尧。夏后氏亦禘黄帝而郊舜、祖顓頊而宗禹。殷人禘舜而郊冥、祖契而宗湯。周人禘舜而郊稷、祖文王而宗武王」とあり、傍線部が異なっている。『礼記』によれば殷人も魯を禘しているのであるが、「世経」では殷に言及しない。「世経」が依拠したのは『国語』（『春秋外伝』）系統の本であろう。
- (48) 顓頊帝も「春秋外伝」を根拠とするが、こちらは昭公十七年「伝」の引用されない下文に見えている。
- (49) 中島敏夫編『三皇五帝夏禹先秦資料集成』（汲古書院、平成一三年）参照。

(50) 文公十八年、昭公元年。

(51) 注(4) 前掲拙稿「劉歆「世經」における王朝交替について」。

(52) 小林信明は「劉向父子の五徳説は、易の「帝出於震」に採つて五徳相生の説を立て、伏羲の木徳から逐次下降して漢の火徳に到達し、其の結果は月令の五行排序、郊祀の際の五帝の方位の次序と一致したものである」と述べ(注(2) 前掲論文三六頁)、また「彼の系譜の最初の正統五帝は月令の五帝と全く一致したのであるが、此は左伝から自然に出て来たものが偶々月令と符合したのか、それとも月令から暗示を受けて左伝を改めたのか、其の点は明らかでない」と述べる(注(2) 前掲書一三四頁)。筆者は、劉歆はこれらを整合させたのだと考える。

(53) 移書讓太常博士には「夫礼失求之於野、古文不猶愈於野乎」とあり、類似的の考えが示される。

〔付記〕本稿は、科学研究費助成事業による成果の一部である(課題番号15K02030)。